

「担い手アクションサポート事業」(国直轄採択事業)のうち 担い手育成・確保活動(農地の利用調整活動)の活用について

平成20年9月
全国農業会議所
愛知県農業会議

本事業は、農業委員会が担い手育成や農地利用集積を実践する際にお役立ていただける予算です。

本事業を農業委員会系統組織の運動である「農地と担い手を守り活かす運動」実践のための重要なツールと位置づけ、農業委員会の活用予算として積極的にご活用下さい。

なお、本事業は国直轄採択であり、都道府県を經由せず地方農政局から直接、事業実施主体である担い手育成総合支援協議会を通じて活動を行う農業委員会に事業費が配分されることとなりますのでご留意下さい。

認定農業者と集落営農組織の円滑な農用地の利用調整を図るための支援活動を実施します！

1 認定農業者農地等利用調整促進支援(補助率:定額)

認定農業者と集落営農組織の農用地の利用状況を把握し現況図を作成するための活動、調整委員(農業委員)による農地の出し手の掘り起こし、農地の権利関係の調整、集落営農組織との調整などを行うことができます。

農地等に関する情報整備及び提供に関する支援活動を実施します！

2 農地等利用調整等効率化支援(補助率:定額)

農地等情報データと住基台帳等のデータ照合を簡素・効率化するためのシステムの整備を行うことができます。

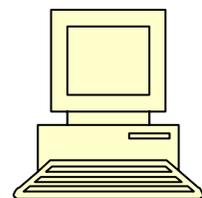
農地基本台帳を地図情報化するための予算は国直轄採択事業(農地情報共有化支援事業)で別途措置されています。具体的には都道府県土連が整備する農地情報図と結合するための経費として活用できます。

農地の監視活動(農地パトロール)等をはじめとする遊休農地解消に向けた支援活動を実施します！

3 農地等利用適正化推進支援(補助率:定額)

遊休農地解消に向けた農地の監視活動やその結果をもとにした農地の有効利用に向けた取り組みを行うことができます。

具体的には、農地パトロールの活動費や相続の発生等の状況・不在村農地所有者等の実態把握の他、農地所有者等への今後の農地利用の意向把握やその結果を踏まえた利用調整活動、地権者に対する耕作放棄地の解消に向けた働きかけ等を行うことができます。



「強い農業づくり交付金」(継続・ソフト事業)の活用について - 担い手への農地利用集積の促進 -

平成20年9月
全国農業会議所
愛知県農業会議

本事業は、「強い農業づくり交付金」のメニューとして、農業委員会による農地の利用調整及び優良農地の確保、遊休農地の解消等の活動の支援措置が講じられています。

農業委員会を事業実施主体とする同交付金のメニューを積極的に活用し、地域の農地を守り活かすための農業委員会の取り組みを一層強化していただきますようお願いいたします。

農業委員会が実施する集落における農地の利用調整活動等の取り組みを支援します！

1 集落農地利用調整 (交付率：定額)

1. 普及推進活動.....集落営農の組織化・法人化を推進するためのパンフレットの作成・配布や集落内の農業者を集めた説明会を開催。
2. 集落合意形成活動.....集落の合意形成(農地利用、役割分担等)に向けた戸別訪問によるあっせんの実施など、農業委員等の活動経費を措置。
3. 農地利用調整活動.....農用地利用規程の作成・見直しの支援。

遊休農地の解消を促進するため、農業委員会が実施する地域の企業の参入の支援や、地域の農業法人による農地の活用の促進に向けた農地の利用調整活動を支援します！

2 特定法人等農地利用調整緊急支援 (交付率：定額)

1. 特定法人の対象となる企業やNPO法人、農業法人等に対する意向把握を実施する農業委員の活動費、並びに対象法人の掘り起こしを行うための説明会を開催。
2. 掘り起こし活動により参入希望を把握した法人を対象に、農地利用調整活動を実施。



農業委員会が遊休化を解消した農地の定着化等を図る取り組みを支援します！

3 優良農地確保支援対策等(うち遊休農地解消普及活動)(交付率:定額)

遊休化が解消された農地の定着化を図るため、農地の効率利用に向けた方策を策定するための検討会開催、農業委員会の利用調整活動を通じて得た地権者の意向等遊休農地解消情報を活用した普及組織との連携等を支援。



「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」 ～ 遊休農地解消に対するきめ細かな支援～の活用について

平成20年9月
全国農業会議所
愛知県農業会議

本事業は、農業委員会等が遊休農地の再活用を促進する際にお役立ていただける予算です。農業委員会が「農地と担い手を守り活かす運動」の一環として取り組む遊休農地の発生防止・解消に向けた活動予算として積極的にご活用下さい。

農外利用等専門的知識等を有するボランティア等の活動に活用できます！

1 遊休農地活用等地域活性化ボランティア活動支援(交付率:1/2)

農業委員会等が遊休農地対策として行う、農業だけでなく農地の保全管理、景観形成並びに農外利用等専門的知識等を有するボランティア等の活動に対して支援されます。

【想定項目】

- ・遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成
- ・遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置
- ・市民農園としてのニーズ調査
- ・農地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置
- ・ボランティア募集のためのPR等普及・啓発費
- ・ボランティアを実施する者の研修会・報告会開催費
- ・農機具等購入費



遊休農地に放置された老朽ハウス等を再生・活用する場合の改修に係る経費に活用できます！

2 老朽ハウス等再生活用支援(交付率:1/2)

担い手や新規就農者等が遊休農地に放置された老朽ハウス等を再生・活用する場合の改修に係る経費について支援されます。

【想定項目】

- ・老朽ハウス等改修費



遊休農地の解消のため市町村・JA・公社・農林漁業者等の組織する団体等が事業実施主体になることで次の取組(ハード事業)を行うことができます

- ・農業再生活動や市民農園整備等を目的とした土地条件整備
- ・遊休農地を教育ファーム等多目的に活用するための土地条件整備(農振地域外でも実施可能)【拡充】
- ・自主的再生整備
- ・農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に使用貸借権を設定する場合の一定の経費を支援【拡充】